

バングラデシュにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1外資参入規制	日機輸	(1)	駐在員事務所登録の延長手続の煩雑	駐在員事務所の登録は、2年毎に延長が必要で、かつ延長時に多くの書類が要求される。		
	日機輸	(2)	プロジェクト事務所の規定欠如	商法上、現地法人、支店、駐在事務所のステータスは規定されているが、プロジェクト事務所に関する規定が存在しない。	プロジェクト事務所ステータスに係る法令整備。	商法
	日機輸	(3)	民間保険会社の起用制限	保険法上、インフラプロジェクトにおける各種保険は国営保険会社の起用が規定されているが、信用力/付保力の観点から同規定の撤廃もしくは緩和が望まれる。	同規定の撤廃もしくは緩和。	バングラデシュ保険法(2010)Sec.19
5部品産業政策上の規則	日機輸	(1)	国内素材産業への優遇政策の不足	当地最大の産業である繊維産業に関し、欧州・日本向け縫製品は他国産素材を使用しても輸入国側では無税にて輸入が可能で、LDC 国対象 GSP 制度が継続されている。尚、原糸・生地の生産は必要不可欠な装置産業であるも、当地銀行借入れ金利が15%近い為、設備更新および増設は進まず素材品質が不安定なままである。加えてガス不足・電力不足によるエネルギー代の高騰で素材価格が他国に比べ割高である。素材生産の安定している、ベトナム・インドに対し競争力を失いつつある。	長期的な成長と競争力の維持の為に、国内素材産業に対する税、インセンティブ等の優遇政策を政府に導入するよう働きかけ頂きたい。	
9輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	輸入関税率の恣意的適用	毎回通関において恣意的な税率が適用されており、毎回の出荷品にどれほどの関税が適用されるか予測出来ず、無為替出荷等で当社が関税負担をする際に予算に収まらない等の問題あり。	透明性のある税率適用を呼びかけて頂きたい。	
	日機輸			・バングラデシュへの輸入に際し、高額な関税(現状確認出来ている最大税率は出荷品 IV*110%)がかかるが、毎回通関において恣意的な税率が適用されており、毎回の出荷品にどれほどの関税が適用されるか予測出来ず、無為替出荷等で当社が関税負担をする際に予算に収まらない等の問題あり。	・妥当性のある税率を適用頂くよう透明性のある税率適用を呼びかけて頂きたい。	
	日機輸	(2)	通関制度手続の不透明・遅延	・図書類を発送した際、数ヵ月単位で貨物を現地通関で止められたが、通関で止められた理由が不明確であり、結局、輸入者名を変更することとペナルティを支払うことで完了した。他方、同種の図書類で、スムーズに通関できている貨物もあり、ルールが不透明。	・通関ルールの整備と画一的なルールの運用をお願いしたい。	
	日機輸	(3)	俗人的・恣意的な通関業務	・通関員の恣意的な対応により、通関対応が非常に長引き、PJ 初期に機器のサイト到着が遅延する主因となった。当社事例ではないが、通関員より金銭を要求され支払わなければ通関対応を後回しにされ、且つ理不尽な説明を求められる事例もあるとのことを聴取している。	・通関ルールの整備と画一的なルールの運用をお願いしたい。	
	日機輸	(4)	ATA カルネ条約非加盟	・リターンカーゴ品等の一時的にバングラデシュで使用する物品に関して、日本等から出荷する際に無為替出荷品として出荷する必要あり、上記の通り高額な関税が課税される。関税を免税にするには、バングラ通関へ保証状の差入等の非常に煩雑かつ時間を要す手続きが必要となる。通常他の国(ATA カルネ条約加盟国)ではカルネ手帳(リターン品の関税を免税するように管理する手帳)が利用されており、関税が免税となっているが、バングラデシュは ATA カルネ条約非加盟国であり、カルネ手帳の利用が適用されていない。	・ATA カルネ条約への加盟を呼び掛けて頂きたい。もしくは保証状の差入等以外の簡易な手続きを構築して頂きたい。	
日機輸	(5)	FTA の不在	・地域包括協定もしくは二国間 FTA の枠組みがない。			

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12 為替管理	日機輸 日商 日機輸	(1)	L/C 決済の遅延・不履行と手続の煩雑	<p>・L/C に関し、金額にかかわらず恒常的に遅延が起きている。特に輸出用縫製品に必要な原材料の決済遅延が多い。AT SIGHT L/C であっても最速2週間の決済、酷いものは1カ月以上の遅延で銀行へ当店が交渉するケースもある。</p> <p>・銀行のL/C 関連(発行・接受・支払)能力の不足。</p> <p>(対応)</p> <p>・銀行を経由した輸入は、資金調達源の如何にかかわらず原則として信用状認可証を要する。</p> <p>・2012年、在バングラデシュ日本大使は、バングラデシュ中央銀行に対してL/C 決済遅延の改善を要請。</p>	<p>・銀行に対する即時決済の徹底を促すよう、監督官庁へ働きかけ頂きたい。</p>	<p>・信用状統一規則(UCP)</p> <p>・2014年3月、L/C 決済遅延の催促規定</p>
	日機輸	(2)	外貨の国外送金規制	<p>・バングラデシュ国内にバングラで登録している企業が外貨口座を開設してもバングラ国外への外貨送金にはバングラ中央銀行からの承認を得ない限り送金が出来ず、送金が遅れるまたは送金が出来ない事象あり。</p> <p>IPP 案件では、SPC 及びコントラクターには案件遂行の為に、バングラ国外で外貨の口座を開くことが認められているとの情報あるが、実際に運用出来るかは不透明。</p>	<p>・全事業者(バングラ法人及び在バングラの日本法人の支店等含む)に対して、バングラ国内から国外への外貨送金規制を緩和して頂きたい。</p>	
	日機輸	(3)	外国送金の不可	<p>・現地銀行口座にある資金を他国に送金することが認められていない。本邦への送金はプロジェクトが完了し、口座を閉じる際のみ可能。</p>	<p>・同制限の撤廃。</p>	
14 税制	日機輸	(1)	税制度の複雑・不透明	<p>・税制一般に法制度が複雑であり、かつ当局担当者の経験・知識が乏しいにも関わらず不当な要求を受けることが多々ある。</p> <p>(対応)</p> <p>・2017年6月、新VAT法の施行は2年延期となった。(2017年12月28日付ジェットロビジネス短信)</p>		
	日機輸 日機輸 日機輸	(2)	交換公文に基づく免税措置の不適用	<p>・一部取引において、交換公文にて免税の扱いになっているにも関わらず、日本企業に納税負担が生じている事例がある。</p> <p>・交換公文(E/N: Exchange of Notes)条件の不徹底。</p> <p>・政府間で合意される交換公文がバングラデシュ側に周知徹底されていない。例えば、交換公文に記載されている免税の優遇措置を受ける為に必要なNational Board of Revenue からの確認レターを取得する事が非常に困難で時間を要している。</p>	<p>・交換公文に基づく免税範囲の即時適用の徹底、及び関係当局内での免税制度に関する教育を徹底頂きたい。</p> <p>・バングラデシュに交換文書の周知徹底を促して頂きたい。</p>	<p>・交換公文(Exchange Notes)</p>
	日機輸	(3)	免税通知発行の遅れ	<p>・円借款案件にて免税が規定されているが、税務当局からの免税通知発行までに時間を要しており、税務申告に支障をきたしている。</p>	<p>・免税通知の早期発行。</p>	
16 雇用	日機輸	(1)	ビザ、労働許可証の発給遅延・不透明	<p>・VISA 申請/更新時、コンプライアンス上問題となる金銭の要求をされるケースが現地の慣習としてある模様。正常な手続きを行う場合、非常に多くの時間がかかり、営業活動が阻害されている。(現地商工会と大使館でバ国当局と制度につき協議中)</p> <p>またワークパーミット申請時、給与の全額バングラデシュ国内払いを要求された。日本商工会を通じたビジネス阻害要因対策委員会で取り上げてもらい、一定割合を本邦払いとすることを認めてもらったが、ワークパーミット更新時に本邦払いの比率を小さくするよう再度要求されている。規則に基づかず、担当官により対応が異なり、説得に多くの時間と労力を費やされる。</p>	<p>・駐在員への給与支払いについては、本邦払いを明確に認めてほしい。</p> <p>・担当官の恣意的な考えにより、ワークパーミットの発行を人質にした駐在員給与のバングラデシュ国内払いを強要することのないよう働きかけて頂きたい。</p>	<p>・BOI Policy</p> <p>・入管法</p>

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日機輸			<p>・バングラデシュ大使館の所在する国毎に B VISA 取得時の有効期間が異なり、日本で B VISA を取得した場合の有効期間は 90 日なるも、韓国で取得した場合、有効期間が 1 年と差があり。</p> <p>・B(マルチ)VISA から長期滞在用の A3・EVISA への切り替え、ビザの更新に非常に時間がかかり、最低でも 2 か月、長くて 4~5 か月かかる事象あり。</p>	<p>・在日本バングラデシュ大使館で取得できる B VISA 有効期間の延長を要請頂きたい。</p> <p>・VISA 切替・更新に係る期間の短縮を要請頂きたい。</p>	
	日機輸 日機輸	(2)	ワークパーミット延長手続の煩雑	<p>・ワークパーミットの取得は、2 年毎に延長が必要で、かつ延長時に多くの書類が要求される。</p> <p>・ワークパーミットを保持しているにも関わらず日本人派遣員のビザ取得に数日を要する。</p>		
	日機輸	(3)	現地人の雇用義務	<p>現地で外国人を雇用する場合、外国人 1 名につき現地人 5 名を雇用する必要がある。</p>	<p>同規定の撤廃もしくは緩和。</p>	<p>・BOI Policy ・入管法 ・Board of Investment ガイドライン ・投資開発庁発行 支店開設許可証 5 条</p>
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1) 法規制化に向けた動きが不透明	<p>インド e-waste rule 2016 をコピーした内容の法律で、WEEE だけでなく、RoHS 規制を包含。規制対象物質リストでは他国の RoHS 規制を超えて「液晶」が含まれているが、広くパソコンやテレビ、スマホなどに採用されている当該物質を禁止する規制の根拠が不明。</p> <p>また物質としての液晶の有害性は明らかでないため*、不当な要求と思われる</p> <p>*液晶ディスプレイに使用される液晶材料は、液体と結晶の両方の性質を持った有機化合物であるが、実用化される液晶材料は、メーカーで、有害性試験を実施し、安全性が確認されている。</p> <p>(参照 URL) https://home.jeita.or.jp/device/lirec/english/enviro/influence.htm</p>	<p>・関連当局で内容やタイミングを十分に考慮の上で公布し、公布後は企業が混乱なく、対応できるよう、規制対象物質の見直しや英文での法文公開などの対応をお願いしたい。</p>	<p>・Bangladesh e-waste rule 2017</p>
26	その他	自動部品 日機輸 日機輸	(1) 物流インフラの未整備	<p>・チッタゴン港の未整備により、大型貨物船の入港が出来ず東アジアからの貨物はシンガポールでの積み替えを余儀なくされるだけでなく、港湾荷捌き能力の低さから、輸入原材料引き取りは本船到着後出荷先到着に 2 週間を要している。</p> <p>・深刻な交通渋滞により非効率なオペレーション・行動日程を余儀なくされ、海外企業にとって投資の阻害原因となっている。短納期対応が世界の潮流となっており、これらの欠点が他の競合国との対比でクローズアップされて、最重要輸出品目である縫製品輸出の成長阻害になり得る。</p> <p>(対応)</p> <p>・1992 年以降通信事業への民間参入の自由化がなされている(固定電話分野への民間資本の導入、携帯電話分野への外資の受け入れを進めている)が、通信インフラ整備が非常に遅れている。携帯電話の利用者数が急増しており、2006 年 6 月現在総人口の 7.7%の約 1,080 万人が利用している。また、最近、海底ケーブルの敷設が進められている。</p> <p>・2010 年 11 月 29 日、バングラデシュのハシナ首相は、日本バングラデシュ経済委員会のビジネスセミナーで、深海港の設備、国際空港、高速道路、鉄道・地下鉄・モノレールなどの開発で PPP を通じた投資を促進する方針を示した。また、ハシナ首相からバドマ多目的橋建設計画への支援要請があり、菅首相から 4 億ドルを支援するとの表明がされた。</p>	<p>・至急必要なインフラ整備を行うよう、バングラデシュ政府へ働きかけ頂きたい。</p> <p>・至急必要なインフラ整備を行うよう、バングラデシュ政府へ働きかけ頂きたい。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日機輸 日機輸	(2)	エネルギー・電力政策の不合理的	<p>・ガス田開発が遅々として進まない為、慢性的な電力不足が継続している。またガス自家発電が一般的な繊維工場やガスを原料とする肥料産業等の開発にもボトルネックとなっている。ガス価格が政策的に低く抑えられており、外資が参入するモチベーションに繋がらずガス田の開発が進まないのが原因。</p> <p>・2015年9月、電力・肥料セクターを除く産業向け既存ガス価格が2倍に値上げされた。また2015年12月、今後約2年間、産業向けの新規ガス供給をストップされること、2016年初頭に再度産業向け既存ガス価格を現在より50%up値上げすることが発表された。</p> <p>これに伴い、新規設備投資を行なう際、グリッドからの買電を余儀なくされる一方で、グリッドからの買電を前提とする新規設備投資案件に対して銀行融資の承認が下りないことが多く、繊維機械を始めとしたバングラデシュ向け機械輸出に陰りが出始めた。</p> <p>・天然ガスの減少、電力・繊維産業へ優先的にガス供給がなされ、投資先の肥料工場へのガス供給が毎年一定期間止められている。また肥料の原料となる天然ガスの長期ガス供給契約を政府企業と締結しているにもかかわらず、その契約途中で突如価格値上げを要求され、従わなければガス供給を再開しないとといった脅しがあり、価格交渉に応じざるを得なかった。</p> <p>(対応)</p> <p>・1人当たりの電力消費量は世界最低水準。</p> <p>・チッタゴン港でのコンテナターミナルの建設、運営設備の拡充が図られている。</p> <p>・電力供給不足に対応するため、電力部門への外国企業の投資を呼びかけている。</p> <p>・3月～5月期に水不足が生じると報告されている。</p> <p>・EPZ内では長時間の停電はないが、ちょっとした停電が1日に何度かあると報告されている。</p> <p>・政府2008-2009年度予算において、マクロ経済安定、経済成長促進、貧困削減の主目標に加えて、発電量の拡大と通信ネットワーク開発を優先課題として挙げている。</p> <p>・2009年9月、財務相は、総投資額44億ドル(うち政府増資分8.5億ドル)に上る緊急(500MW)、短期(800MW)、中期(1600MW)及び新エネルギー開発(450MW)の発電計画を発表した。</p> <p>・2009年10月14日に開催された日本・バングラデシュ経済委員会合同会議において、日本側から(1)電力・ガスの安定供給、(2)ダッカ都市交通の渋滞緩和、(3)主要都市間の幹線道の整備などを要望した。</p> <p>・電力開発庁によると、バングラデシュの2011年中の最大電力需要が6,765メガワットと見込まれるのに対し、2011年5月時点の最大供給量は約4,800メガワットとなっており、政府は独立系発電事業者に対し、事業免許申請の簡素化や諸税の減免措置を与え、民間投資の促進を図っている。2010年7月～12月の小規模発電分野への投資が相次ぎ、合計5億ドルの投資額に上っているという。(2011年版JETRO世界貿易投資報告)</p> <p>・2010年11月29日に日本バングラデシュ経済委員会が開催したビジネスセミナーで、電力、インフラ、造船、自動車、繊維などへの日本企業の投資を呼びかけた。</p> <p>・JICAによると、バングラデシュの電力供給は需要の約8割(2013年)にとどまっている一方、今後10年間も引き続き電力需要が毎年10パーセント増加する見込みであり、現在の発電設備の約7割がバングラデシュ国産天然ガスを燃料とする火力発電だが、国産の天然ガスの新規開発は進んでおらず、安定した発電燃料を確保する観点からも、エネルギー源を多様化した電力供給が課題となっている。</p> <p>・2014年6月、JICAは、マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業、天然ガス効率化事業など5プロジェクトに総額1,209億円を限度とする円借款供与に調印した。</p> <p>・2014年9月6日、安倍首相のバングラデシュ訪問に際し、日本は円借款を中心に産業基盤整備などに今後4～5年間で6,000億円を支援すると表明。</p>	<p>・ガス価格の適正化(値上げ)を行い、外資が開発に参入しやすく政策転換を行うよう、政府に働きかけ頂きたい。</p> <p>・繊維産業はバングラデシュ一番の輸出産業であり、繊維産業の投資縮小は国益縮小に繋がりがかねない。今後の中長期的な経済発展を考慮した電力・エネルギー政策を打ち出すよう政府に働き掛けを頂きたい。</p> <p>・エネルギー計画の立案・確実な実行を促し、約束したエネルギーの供給が恣意的に止められることのないよう政府に働きかけて頂きたい。また、契約事項の尊重はマストであることを強く指導いただきたく。</p>	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(3)	政情、治安の不安定化	・従来の与野党の政治対立、宗教問題、戦争犯罪裁判の判決発表に加え、イスラム国組織 ISIL の活動により治安が不安定化し、2016年7月にはレストラン襲撃事件(日本人7名を含む多くの外国人の犠牲者)が発生したが、その後は外国人を狙ったテロは発生していない。 2018年度末に総選挙が行われる予定であるが、2月8日に最大野党党首が贈収賄疑惑で有罪判決を受け投獄された。総選挙をにらんだ政治的な混乱による治安悪化が懸念されている。	・バングラデシュの警察機能の強化をバ国政府に促して頂きたい。	
	日機輸	(4)	交通事故の多発	・信号等の整備が遅れ、また制限速度や追い越し禁止等の規制もないようにみられる。危険運転が多く公道での事故が非常に多いため移動に危険を伴う。	・信号・標識などの交通インフラの整備と併せ、交通法規の整備をお願いしたい。	
	日機輸	(5)	火災時等の避難ルートの未確保	・外部からの泥棒対策として建物のベランダには強固な柵が設けられていることが一般的であるが、他方火災時の避難ルートが1ルートのみとなっていることがあり、非常に危険な構造となっている建物が多く見受けられる。	・法律にて避難ルートを確認するよう退避用のドアを設ける等の規制を設けてほしい。	
	日機輸	(6)	不当な金銭要求	・VISA申請/更新時、コンプライアンス上問題となる金銭の要求をされるケースが現地の慣習としてある模様。正常な手続きを行う場合、非常に多くの時間がかかり、営業活動が阻害されている。(現地商工会と大使館でバ国当局と制度につき協議中) またワークパーミット申請時、給与の全額バングラデシュ国内払いを要求された。日本商工会を通じたビジネス阻害要因対策委員会で取り上げてもらい、一定割合を本邦払いとすることを認めてもらったが、ワークパーミット更新時に本邦払いの比率を小さくするよう再度要求されている。規則に基づかず、担当官により対応が異なり、説得に多くの時間と労力を費やされる。 食料送付制度利用時に法外な手数料を税関職員が通関業者に要求するケースがあり、更に通関業者が自身の取り分を上乗せすることで通関手数料が異常に高くなることから、通関業者の起用や通関費用に対する厳しい管理が必要となっている。 上記以外にも当地発電案件で輸入機器が免税となっている場合で、理由もなく手続きを止めたり課税要求し、その撤回のために多くの時間を割くケースが多発した。	・駐在員への給与支払いについては、本邦払いを明確に認めてほしい。 ・担当官の恣意的な考えにより、ワークパーミットの発行を人質にした駐在員給与のバングラデシュ国内払いを強要することのないよう働きかけて頂きたい。 ・輸入通関時のハラスメント防止策を打ち出すようバ政府に促してほしい。	

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。